

# 第1章 経営戦略策定の趣旨

## 1-1 経営戦略策定の背景／改定の目的

三島市の公共下水道事業は、昭和 43 年 9 月に事業着手し、昭和 51 年 11 月の供用開始以降、公共用水域の水質保全と生活環境の向上を目的として、鋭意整備を進め、下水道の普及に努めています。

しかしながら、近年は人口減少や少子高齢社会の進行など、社会情勢の変化に伴い、下水道を取り巻く諸情勢が大きく変化し、本市の厳しい財政状況が続く中、経営環境の更なる健全化が求められています。

下水道事業においても水道事業と同様に、平成 30 年度より地方公営企業法の適用を受け公営企業会計に移行し、事業経営の健全化へ向けて一歩踏み出したところです。

このような状況において、総務省では、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略\*」を策定することを要請し、平成 28 年度から令和 2 年度までの間に策定を推進していたことから、本市公共下水道事業においても令和 2 年 3 月に、「三島市下水道事業経営戦略」を策定しました。

一方で、「経営戦略」は策定して終わりではなく、3～5 年毎の検証や評価、そして改定を一連の流れで行う PDCA サイクルを導入して確立させる必要があるとされていることから、策定から 5 年が経過した令和 7 年 3 月において、経営戦略を改定します。

なお、今回の経営戦略においては、雨水処理事業は、一般会計の都市下水路事業で行っているため、汚水処理事業のみを対象としています。

## 1-2 計画期間

改定後の「三島市下水道事業経営戦略」の計画期間は令和 7 年度から令和 16 年度までの 10 年間とします。このような中長期的な計画となるのは、下水道施設などの耐用年数が長期に渡ることや、今後、施設の老朽化が進むことから、その管理には、長期的な視点が必要不可欠となるためです。

なお、本計画についても、改定後 5 年以内に検証・評価を行い、投資や財源について改めて試算したうえで見直しを検討します。

### 〈用語解説〉

#### 【経営戦略】

「公営企業の経営にあたっての留意事項について」（平成 26 年 8 月 29 日付総務省自治財政局公営企業三課室長通知）において、公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な基本計画である「経営戦略」の策定が地方公共団体に要請された。具体的には、投資の見通し（投資試算）と、財源の見通し（財源試算）を構成要素とした中長期の収支計画であり、組織の効率化、人材育成、広域化、官民連携などの事業効率化・経営健全化の取り組みについても方針を記載するものとなっている。

これを受けて、「経営戦略の策定推進について」（平成 28 年 1 月 26 日同上）において、「経済・再生計画」（経済財政運営と改革の基本方針 2015（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）第 3 章をいう。）に基づき、平成 28 年度から平成 32 年度（令和 2 年度）までの間に「経営戦略」について策定を推進し、策定率を 100%とすることが要請された。

現在においては、「新経済・財政再生計画改革工程表 2021」（令和 3 年 12 月 23 日経済財政諮問会議）にて、令和 7 年度までに経営戦略の見直し率 100%とすることが要請されている。

### 1-3 位置付け

「三島市下水道事業経営戦略」は、図 1-1 に示すとおり、本市の最上位計画である「三島市総合計画」を基に、将来 10 年間の下水道事業運営計画を示すものです。なお、現在「第 5 次三島市総合計画 前期基本計画」の 4 年目となっており、当該計画は令和 7 年度で終了するため、令和 8 年度を計画初年度とする「第 5 次三島市総合計画 後期基本計画」を令和 7 年度に策定する予定です。そのため、本経営戦略についても、今後、「第 5 次三島市総合計画 後期基本計画」を踏まえ、計画中間（折り返し）年の令和 11 年度を目途に見直しを実施していくこととなります。

また、本経営戦略は、以下に示す下水道事業に係る主要な計画との整合を図りつつ、経営状況を見据えながら、事業を実施していく中で適宜各計画の見直しを図ってまいります。

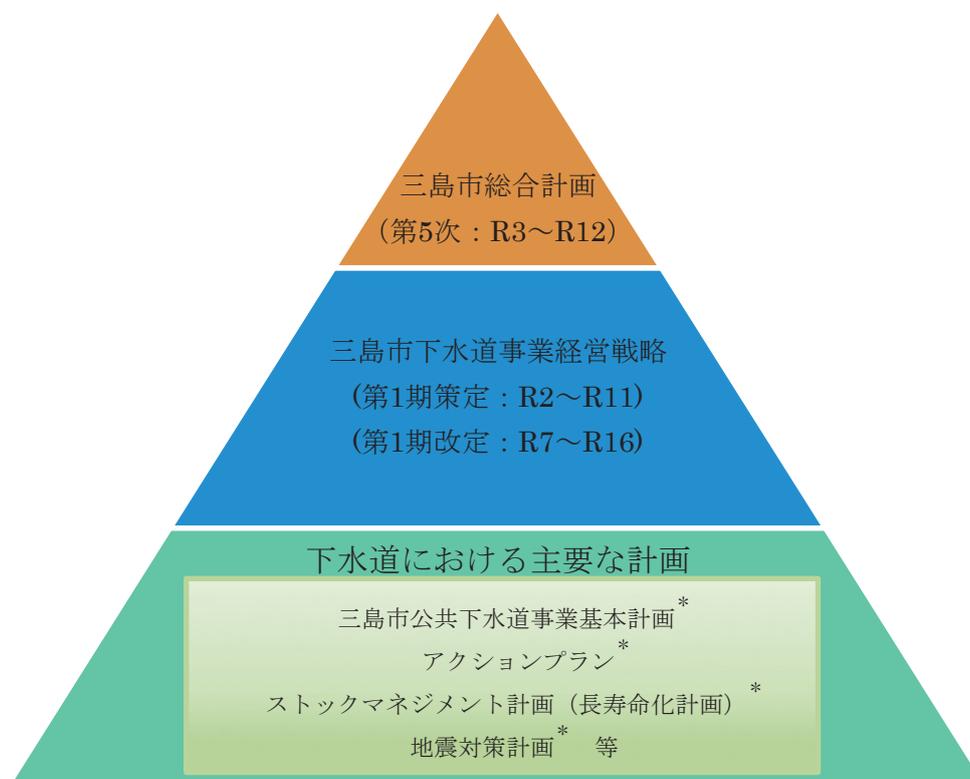


図 1-1 三島市下水道事業経営戦略の位置付け

#### 〈用語解説〉

【三島市公共下水道事業基本計画】

下水道の区域、新規施設、事業費などについて、概ね 20 年間の全体像を示した計画。

【アクションプラン】

10 年程度を目途とした汚水処理の概成を目的とした整備計画。

【ストックマネジメント計画（長寿命化計画）】

下水道施設について、長期的な視点で施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、最適な施設の改築計画を定めた計画。

【地震対策計画】

大規模な地震時にも下水道の有すべき機能を維持するために、下水道施設について、重要な下水道の耐震化を図る「防災」と、被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせることで最適な地震対策を定めた計画。